

中野区教育委員会会議録 平成24年第21回定例会

○開会日 平成24年6月29日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時59分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

教育長 田辺裕子

○傍聴者数 18人

○議事日程

[協議事項]

(1) 教育委員会に対する陳情について(指導室長)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①学校へ国旗の常時掲揚を押しつけないことを求める要請書の受理について(子ども教育経営担当)

②「海での体験事業」の応募状況等について(学校・地域連携担当)

③通学路における緊急合同点検の実施について(学校・地域連携担当、学校教育担当)

中野区 教育委員会  
第 2 1 回定例会  
(平成 2 4 年 6 月 2 9 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第21回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入りますが、事務局報告事項の一番目、本日の協議事項と関連する内容となっておりますので、先に事務局報告事項の一番目の報告、続いて協議事項の協議の順で議事を進行させていただきます。

また、傍聴の方にお知らせします。本日の事務局報告事項の三番目「通学路における緊急合同点検の実施について」は区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴者の皆さんは会議終了後、事務局へ資料の返却をお願いします。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは事務局報告事項、「学校へ国旗の常時掲揚を押しつけないことを求める要請書の受理について」の報告を子ども教育経営担当・白土副参事、お願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の資料のとおり、本年6月15日に、学校へ国旗の常時掲揚を押しつけないことを求める要請書が東京都教職員組合中野支部から提出され、受理をいたしましたので報告をするものでございます。

要請書の内容は資料の裏面にございますとおりでございます。お読み取りをいただきたいと思っております。

なお、本日の協議事項である、「教育委員会に対する陳情について」、陳情者から陳情書補足資料が提出され、教育委員の方々にお渡しをさせていただいていることを申し添えます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

国旗の常時掲揚ということなのですからけれども、まず前提として、学習指導要領では国旗の掲揚ということについてはどのように定められているのか教えていただきたいのですが。

指導室長

学習指導要領では、国旗の掲揚ということについては、特別活動に触れられています。入学式、それから卒業式においては、国旗を掲揚し、国家を斉唱するということを指導するものとするというような規定がございます。

大島委員

ということは、常時掲揚しなさいとか、するべきだとかそういうような、常時掲揚ということについては学習指導要領では定めはあるのでしょうか。

指導室長

常時掲揚という記述は指導要領上はないです。

大島委員

としますと、国旗を掲揚するかどうかということは、だれが判断して決めるということになっているのでしょうか。

指導室長

学校のすべてのことは校長が権限を持っていますので、校長が決めます。

山田委員

この運営の仕方なのですからけれども、報告事項と協議事項がよく似通ったものなので、協議事項のほうも先に提示していただいて、一括して私たちの意見をまとめたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移りたいと思います。

「教育委員会に対する陳情について」の協議を進めます。川島指導室長、説明をお願いします。

指導室長

それでは、お手元の資料に基づきまして、教育委員会に出されました陳情についてご説明を申し上げます。

まず、件名ですが「区立小中学校に『常時国旗掲揚』をすることにならないよう求めま

す」というものであります。

主旨ですが、区立学校に常時国旗掲揚を行うことは憲法第19条に違反すると考えるということで、国旗掲揚については憲法違反にならない範囲での取り扱いを求めるというものでございます。

理由につきましては、別紙陳情書が2枚目にありますので、そちらに記載されておりますので、お読み取りいただければと思います。

2点目として、現在国旗常時掲揚がどのくらいされているかということなのですが、区内では小学校1校が校庭の掲揚塔に常時掲揚を行っております。

3点目として、先ほどのご質問にもございましたが、学習指導要領上の規定内容ということで、先ほどもお話をしましたが、特別活動というところで、入学式、卒業式などにおいては、国旗を掲揚するものとし、国家を斉唱するよう指導するものとするというような記述がございます。

国旗についての取り扱いですが、主に社会科です。小学校3年生、4年生それから5年生、この二つは大体似たような表現になっていますが、まず我が国、それから外国に国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮するというものがあります。めくっていただきまして、6年生になると国旗と国歌——歌のほうです。国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、外国の国旗、それから国歌も同様に尊重するよう指導するというようなことが書いてございます。

中学校になりますと、公民的分野の中で、国旗、国歌の意義それから相互に尊重すること、そしてそういうことが国際的な儀礼であることを理解させ、尊重する態度を育てるよう配慮するというようなことが記載されてございます。

4番目として、添付資料で、教育基本法、それから学校教育法の中で、我が国の伝統文化を尊重するというような趣旨の内容が、教育基本法では第2条、それから学校教育法では第21条に記載されておりますので、添付資料として提出させていただきました。

以上でございます。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

山田委員

国旗の掲揚ということで、常時掲揚している区というのは23区の中でほかにあるのでしょうか。もし、わかりましたらお知らせください。

指導室長

23区の中で、2区が全校掲揚ということでしております。

山田委員

その2区については、何か条例みたいなものは定めているかどうかまではわかりますか。

指導室長

条例というふうには聞いておりませんが、教育委員会のほうから文書又は口頭での指示があったというふうには聞いております。

高木委員長

私から1点。

陳情書の理由のところに、区議会への請願が提出されておりとあるのですが、それが今、どのようになっているのかをちょっとご説明いただきたいと思うのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

この一連の請願、陳情でございますけれども、6月19日の区議会の本会議で継続審査という結論が出ております。

高木委員長

そうしますと、常時国旗掲揚に関連する請願や陳情については、議会のほうではまだ結論が出ていなくて、でも、今回本件の陳情の、教育委員会に出す陳情に対してはこれはこれで、陳情ですから、速やかに結論を出す必要があるということでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

おっしゃるように、区議会ではまだ結論出てございませんけれども、教育委員会は教育委員会として、速やかに処理する必要があるというふうに考えてございます。

大島委員

今のご報告の中で、中野区立の学校においては常時掲揚している学校は小学校が1校ですと。そして校庭だということだったのですけれども、今、現状の中野区立学校では国旗とか、あるいは学校の旗というようなものを常時掲揚できるという設備と申しますか。物的な面においてはできるような状況になっているのかどうか、おわかりになるでしょうか。

指導室長

掲揚塔はすべての学校にございますが、本数が1本のところと、多いところは3本あるというようなところもありますので、掲揚する環境にはあると言えはあるということでございます。

飛鳥馬委員

関連ですけれども、掲揚というので、掲揚塔があつて掲げるというのが掲揚なのだろうと思うのですが、主として屋上か校庭。校門のところに掲揚塔があるというのものもあるかもしれませんし、校庭にあるというのがあるかもしれませんが。いわゆるポールみたいなものがあつて、そこに掲げることは掲揚になるのでしょうか。

指導室長

一般的には掲揚塔に掲げるものを掲揚というふうに思いますが、卒業式や入学式でも体育館の正面に置く場合がありますが、あれも後ろにバーがあつて、それに結んで上げるので、それも掲揚ということになるということです。

飛鳥馬委員

そうしますと、校門によく入学式とか卒業式に飾ってありますけれども、それも同じように考えてもいいということなのでしょうか。

高木委員長

掲揚を、外務省のホームページで調べたら、プロトコル——国際関連で言うと、まず国旗は国の象徴、国民統合の象徴。相手国の国旗に敬意を払う。右——向かつて左側上位が原則。ただし、日本は奥ゆかしいので相手の国を上位にやると。国旗の取り扱いの基本として、以下のような掲揚は原則行わない。破損、あるいは汚れた国旗の掲揚。雨天、日没後の掲揚。国旗と団体旗の併用はしない。

ですから、基本的に国旗を上げた場合は、プロトコルで言うと、どなたか相手国の要人が来た場合とか、ほかの国の国旗を上げることがあつても、校旗を上げるのはおかしいということに、厳密に言うとなるのです。だから、そういうことも含めて、あるいは掲揚する場所も決まっていますから、現状で、学習指導要領の中で、国際性や社会通用性ということ考えたときに、どういうふうに掲揚するのか。常時掲揚とは何かという定義をしつかりしていかないと、ただすればいいということでは多分ないと思うのです。そこも含めて考えていく必要がある。非常に難しいと思います。

ですから、例えばこれを厳密に言うと、1個しかありませんよね。では、国旗をやったら、団体旗を併用しないということだと、校旗は掲げないということになってしまうので、ではどうするのですか。

山田委員

それは外務省のお決まりなので、ということですよ。対外的にという話なので、それ



はまた別の問題だと思うのですけれども、ただ、もう一つは常時ということの意味をどのように考えるか、ということです。例えば、先ほどの日没後とか雨天はどうするのか。だれがそれを判断して行うのか、ということと、常時と言いますと、365日とも読み取れますよね。だから、その辺のことも私たちはどうするのかということも考えなければいけないのかなということになるかと思います。

教育長

山田委員の関連のご質問というか、ご意見の関連ですけれども、区の庁舎の上も国旗、東京都の旗、それから中野区旗と3本併用してしまっていて、朝晩管理の職員が上げ下げをしています。雨の日はもちろん下げるといようなことをしていますが、掲げるに当たっての基準というか、規則というものが定まっているというものは多分ないというふうに思いますので、もしそういうことをやるのであれば、教育委員会としても何らか、基準というようなものを示す必要はあることはあるというふうに思います。

飛鳥馬委員

今の関連で、指導室長、23区でも2区ですか。今やっている区があるということですが、それはどんなふうになっていますか。国旗のほかに、区旗とか校旗なども。要するに3本セットで上げているかどうかまではわからないでしょうか。

指導室長

済みません、そこまで詳しくは調べておりません。

大島委員

先ほどの話で、国旗を上げる、上げないというのは校長の判断権限の中にあるというお話なのですけれども、例えば教育委員会で常時掲揚しなさいというように、そういう結論になったとしてもそれは教育委員会が指導するというような形になるのでしょうか。そのことと校長の権限との関係というのはどうなのでしょう。

指導室長

先ほど校長が権限をすべて持っているというお話をしたのですけれども、教育課程の編成についてということなのです。それを校長が行うこととなっているのですが、校長も好き勝手に決めていいことではなくて、当然憲法があって、教育基本法があって、学校教育法があって。そのほかに、例えば東京都がこういう方針でやってくださいという教育課程について出していますし、当然中野区の教育委員会としてもこういう基準で教育課程を編成してくださいということを出していますので、それらをトータルで、総合的に判断をし

て自校の教育課程を編成する形になりますので、当然中野区教育委員会から何らかのこういうことをしてくださいというお話があれば、それは最大限尊重して教育課程を編成する形になります。

高木委員長

なかなか難しい。難しいというのは、そもそも常時国旗掲揚してくださいという、議会に対する請願自体がまだ結論が出ていないので、我々も決まっていないうことについて賛成、反対、それに従います、従いませんとはちょっと言えないと思うのです。ただ、我々としてはやはり、国旗国歌法ですとか、教育基本法それから学校教育法、学習指導要領、こういった法令に基づいて、適正に中野区の教育行政を行うべきだという考えを多分皆さん持っていると思うのです。あと、やはり学習指導要領で示すものが、例えば我が国及び諸外国に国旗があること及びその意識を理解し、尊重する態度を育てるとか、あるいは国旗の意義を理解し、相互尊重の態度を育てる。こういったことに対して、常時国旗を掲揚することがそれを育むことに、プラスマイナスと言うとおかしいのですけれども、どういう効果があるのか。やはり、やった行為ではなくて、今は子どもたちの学習成果、子どもたちがそういったことをちゃんと理解して気づいているのかということではかっていくというのが、もちろん、小・中学校だけではなくて、大学や短大もそういう時代になっていますので、そういうことも含めて、もし議会に出ている請願が決まって、こちらに送られれば判断はせざるを得ないなと思うのですが、ただ、現状で教育委員会としては、やりなさいともやってはいけないとも言っていないので。それに対して、常時国旗掲揚にならないことを求めますということですので、その陳情者のお気持ちはわかるのですが、ちょっと回答しづらいかなと思っております。

ただ、一方で現状で先ほどのご報告ですと、1校やっている学校があるので、それに対して考えると、常時国旗掲揚をすることにならないよう求めますという陳情に対して、どういう判断をするのかというのは少し整理をして回答する必要があるかなと思うのですが。

教育長

私も委員長のご意見には全く同感するところでして、今ここで議論していただいた内容等について、事務局のほうにまとめをさせて、そこでまたご議論いただく機会をつくっていただければと思います。中野区内でそういう国旗を常時掲げている学校があるという状況も踏まえると、非常に難しいことではあるのですけれども、何らか私たちとしても、議論をまとめていく必要もあるかというふうに思うのです。議会は議会ですし、教育委員会

は教育委員会ということもありますので、また議論していただければと思いますがいかがでしょうか。

飛鳥馬委員

今のでよろしいと思うのですが、陳情書に書かれている常時国旗を掲揚することで、それが憲法第19条の思想及び良心の自由はこれを侵してはならないに違反するから、だから憲法違反にならない範囲での取り扱いを求めますとこういう陳情内容ですよね。ということは、常時国旗を上げるということが即19条違反になるのか。上げ方によっては違反にならないものがあるのか、ないのかですね。その辺のところはちょっと私にはよくわかりません。

もうちょっと申し上げれば、入学式、卒業式等は学習指導要領、あれは学習指導より法的な拘束力を持たせておりますので、それはそれでわかりますけれども、常時上げることについてはそれがないとすれば、そういう判例がないのかどうか。もうちょっと何か資料があると、私としてはいいなと思っているところです。

高木委員長

常時国旗掲揚については、私が調べた範囲ではないですよね。そもそも訴訟がまだ起こっていないので。ただ、これから大阪市とかであるかもしれませんが、ただ憲法に違反しているかどうかの判断を我々がするというのはちょっと違うと思います。それは最高裁判所がすることなので。これに対してイエスともノーとも言いづらいですよね。飛鳥馬委員がおっしゃるように、既に判例があれば「判例があります」と言えますけれども。

山田委員

私たちはあくまで教育委員会ですので、教育基本法なり学校教育法、もしくは学習指導要領に定める目的がありますので、そうした観点からこの陳情に対してのお答えをすることによってよろしいのではないかと思います。

高木委員長

なかなか難しい問題ですが、いろいろな意見が出ましたので、本日の協議内容を踏まえて、また少し調べて議論をしたいと思いますので、次回改めて協議したいと思います。

それでは続きまして、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から、6月15日の第19回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告しま

す。

6月22日金曜日、中野中学校訪問及び生徒との対話集会。教育委員全員出席しました。

それでは各委員からの報告をお願いします。

大島委員

私も今、委員長にご報告していただいた中野中学校の訪問以外にはないのですが、中野中学校を訪問しまして、授業も参観しましたけれども、総じて大変みんな授業に集中していて、受ける態度もまじめでしたし、授業もスムーズに進んでいて大変よかったと思います。

それから午後、生徒との対話集会がありまして、あらかじめテーマに沿って生徒たちが答える内容と言いますか、それをまとめていただいて、各生徒が発言しているような寸劇風の構成でいろいろな意見を聞かせていただいて、我々を迎えるために準備してくれたのだなというところにすごくありがたいなというふうに思いました。出ている意見も大変立派なもので、どういう学校にしたいとか、とても建設的な意見が出てよかったと思います。

給食の時間に私が聞いたところでは、旧九中と旧中央中の生徒が入りまじっているわけですが、もうすぐに仲よくなって、そういう垣根みたいなものはないよというようなことを、私が聞いた範囲の生徒たちはそんなふうに言っています、ちょっと個人的には安心したというところです。

以上です。

山田委員

私も中野中学校の訪問、授業を見学して、その後対話集会ということでございましたけれども、たまたま授業では、理科の実験ですか。口腔内の細胞をとってそれを見ようということで、担任の先生から助っ人として呼ばれました。

理科の実験を通じてですけれども、まず顕微鏡の使い方という基本的なところが、低倍からやっていくとかいうところをもうちょっと指導しなくてはいけなかったり、プレパラートのつくり方。やはり、どのようにしたらつくれるのかという。あとカバーガラスの乗せ方とか、そういったところを少し丁寧にお話ししたのですが、それがうまく行きませんと、「えっ、ぼく細胞がない」と言っていましたけれども、「いや、そんなことはないよ。人間には60兆ぐらい細胞があるのだから見えるはずだよ」という話をして。でも非常に子どもたちは意欲的に、その時間内に一生懸命観察をして、「ああ、これが細胞なんだ」ということを気がついたようで。これからもああいった実験を通じて、そういった

意欲を養うという、そういった中で先生方が、先生方が一生懸命手に手をとって指導されていたことを印象深く思っています。

午後の子どもたちの対話集会、中野中学は中野区内で一番大きい中学になりました。もともこの中央中学と第九中学校というのは、前期の計画の中の小規模化の解消ということではなくて、警察大学校跡地のところの利用ということで始まって、この2校が一緒になったわけですけれども、458名ですか。今の3年生、137名の方と対話集会をしました。4月から3年生になったわけですけれども、非常に意欲的にいろいろな意見を言っていました。つい最近終わった運動会、非常に子どもたちは意欲的に取り組まれていて、クラスの団結が強まったということで、これは将来的にも伝統にしていきたい。また、なるべく始まる合唱コンクールも連帯性を持ってやっていきたいというような強い意見が出ていましたし、どんな学校にしたいかという子どもたちのメッセージとしては、明るい学校とか、思いやりのある学校という発言だったのが非常にうれしかったと思います。あと、最後はしっかりとしたあいさつができて、自分の学校に誇りを持つ。中野中学校の校章というのですか。非常に斬新なデザインの、あれは非常に評判がいいのですね。あと、子どもたちの制服に対しての意見も非常に気に入っているということで。新しい学校のスタートとしては、すばらしい子どもたちが集まって、新しい学校をつくるという意欲に燃えたことが行われていることで、私たちとしては非常にすばらしい学校になるのではないかなという期待を持ちました。

同じ、中野中学に招かれまして、6月27日、今、人権週間ということで、この中野中学は、旧中央中学で「アンネのバラ」というのをいただいでいてそれを継続して栽培しているのですけれども、そういった中で、差別ということを一つのテーマとして人権ということで講演をしてきました。今すごいですね、人権のいろいろなパネルがたくさん校内に張ってあって、子どもたち、それを見ながら、小さい子を大切にしようという絵でのメッセージがあるのです。あれを一つ一つ見てもすばらしいなと思っています。

私が全校生徒458名と保護者の方たちを前にして1時間ぐらいお話したのですけれども、こんなに大勢の子どもたちを前に話すのはちょっと初めてだったので少し緊張しながら、それでも、ドクターとしての生命の誕生と生命の意義といえますか。ことをお話をして、それから少し人間の死というものについても、大震災があった後ですので、死というものも、例えば死に対しての不可逆性ですね。戻ってこないのだよと。皆さん方も、ペットが死んだけれども、ペット戻ってこなかったでしょ。戻ってこない。それから必然性、必ず

起きるのだよと。もう一つは普遍性、だれにでも起きるのだよということをお話をしました。今の時代、ちょっと怖い話ですけども、バーチャルな世界に生きていますと、飼っていたペットが死んでしまってもリセットすると生き返ってしまうということを信じてしまっている子どもたちなので、いや、絶対に死というのは必ず起きるのだけれども、戻ってこないのだよ。だれにでも起きるのだよ。決して、自分に起きないわけではないのだよ。だから、自分を大切に生きてもらいたいというメッセージを、お話をさせていただいて、自分自身も非常に勉強になったなと思っています。ただちょっと、人数が多くて、少しタイトになったと思っています。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私も中野中学校へ行ってきましたけれども、学校全体で今の、人権教育を熱心にやられていること。それから、読書指導もかなり一生懸命やっています、廊下のあちらこちらに感想文と本の紹介と書いてありました。子どもたち、一生懸命読んでいるなという雰囲気伝わってきました。

あと、子どもたちが目指す中野中学校というのは今、山田委員が言われたように、行事を中心にして、明るく元気な学校を目指しているなということもよくわかりました。

あと、再編、統合してよかったことはありませんかというふうに聞いたら、部活の数が多くなったので、非常にいろいろな部活に入れるということは言うておりました。同時に、校長先生の話では、成績がよくなったと——その成績というのは部活の成績ね。あまり、お勉強のほうは聞きませんでしたけれども。部活の成績が今、どんどん上がっているというようなことを言うていましたので、頑張っているのだなと。給食を食べながら2年生に「部活頑張っているんだってね」と聞いたら、「うん、頑張っているよ。だけど、ちょっと活動時間が減ったかな」なんていう子がいて。それは体育館がいっぱいになってきたのか、活動時間がなのか、仕方のないところもあるかもしれないけれども、大勢の中で工夫しながらやっているなどは思いますけれども。

あともう一つは、これも当然の話ですが、通学距離が長くなったという。時間がかかるようになったという。二つが1校になったわけですから、この2校間の間だけを考えても、その分ぐらいは長くなっているのだろうなと思いますけれども、いずれにしても一生懸命みんな元気にやっているということで、よかったなというふうに思っています。

以上です。

教育長

特にございません。

高木委員長

それでは、各委員から以上の報告につきまして、補足、質問等発言がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

高木委員長

特にないようですので、残りの事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

まず、『海での体験事業』の応募状況等について、学校・地域連携担当・荒井副参事、報告をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

ではお手元にごございます資料に沿いましてご報告させていただきます。

「海での体験事業」の応募状況等についてでございます。

当事業につきましては4月20日、当委員会で実施について、これから募集をかけるといった旨のご報告をさせていただいたところでございます。その後、5月5日から6月5日、また、応募状況がまだ定員に達しませんでしたので、17日までの追加募集という形で募集をさせていただきます。84名の応募があったということでございます。男子43名、女子41名ということで、小5が45名、小6が39名という形になってございます。

前後いたしますけれども実施海岸のほうは沼津市の大瀬海水浴場ということで、ごらんのような非常にきれいで波静かなところということで、こちらのほうで実施したいというふうに考えているところでございます。

実施内容につきましては前回報告のとおりでございます。宿舍施設につきましては憩海荘、こちらにごございますお宿でございます。後ほど参考とさせていただきました資料のほうにも写真等ございますので、ごらんいただければと思います。こちらのほう貸し切りという形で、事業のほうを進めてまいりたいと思っております。

また、実施期間の中にごございます海合宿——3回に分けて行うわけでございますけれども、それぞれのそれへの参加人数もこちらのほうに記載がございますので、ごらんいただければと思います。

また、明日でございますけれども、保護者の説明会を開かせていただきまして、事業内容等をご説明させていただいて、内容についてのご了解を得たいと考えているところでございます。

また反省会もごらんのとおりに開かせていただきます。

参加者負担のほうも前回ご報告のとおりでございます。内容につきまして、こちらのほうに記載がございますので、ごらんいただければと思います。

参考のほうでございます。写真のほうでございますが、砂浜ということではないのですが、砂利浜というところになります。一番上にあります大瀬海水浴場でございます。下にはちょっと透明度を示すために実際の浜の部分ではございませんけれども、非常に透明度の高い海ということでごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、避難の関係でございます。海ということもでございます。安全性を確保するというのもございますので、津波の関係、もし地震が起こった場合でございますけれども、そういった避難経路もしっかりしているということで、写真のほうに記載をさせていただいております。下は避難場所ということで、ここちょっと、暖かい時期でしたのでありませんけれども、この向う側にちょうど富士山が見えるというような非常に景色のよろしいところということでございます。

また、次のページ、体験メニュー——持久泳とスノーケリング、まあ次のページにはライフセービング講習ということで、イメージ写真でございますけれども、こういった形でさまざまな事業を展開していくということでございます。

最後には宿泊先のほうの写真も載せてございます。

実施、応募状況等につきましてのご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

飛鳥馬委員

応募人数ですが、当初計画したよりもちょっと少ないのかなと思っておりますが、経費が高いとか、遠いとか、あるいは同じ学校の子と一緒にではないからとか、何かそういう理由はわかりますか。

副参事（学校・地域連携担当）

お電話でいろいろ受けましたので、その中のお話でございますけれども、やはり非常にこの期間、ちょうど例えば塾でありますとか、いろいろなところに当たって、行きたい



のだけでも、ちょっと日程が合わないなというようなところも、いろいろな地域に出てお話いただいたときに、PR等もさせていただきましたけれども、そういったところでちょっと難しいのかなというようなご意見もいただきました。

また、先ほど委員がおっしゃったみたいなお友達で行けないのがというようなこと、そこら辺はこちらのほうでも配慮いたしますということで、お話をさせていただいて、特段その部分での人数が少なかったということはないかなというふうに思っております。いろいろと、小学校5、6年生ですと、ご家庭でもさまざまな行事、もしくは塾があったりと、非常にお忙しいというような、お話を聞いたところではいろいろとあったのかなというふうに思っております。

山田委員

安全という観点からなのですけれども、これは3班に分かれて行くわけですが、おの何人ぐらいの介助員といますか、水泳の指導員といますかがつくのかというのが1点目と、2点目は去年までといますか、岩井があったころは、学校単位でやっていましたので、学校医が事前調査をして、例えばぜんそくがある子とか、そういった子どもたちのほうの健康チェックをして、必要最低限の指示をしていたということもありますので、その事前のチェックはどのようにするのか。3点目はこの3回ですけれども、医療的ニーズが発生したときに、何か有資格者が同行するのか。この3点をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

まずは今まで、22年度まで行われていました臨海と同じような形で、看護師のほうが行くという形になってございます。

済みません、質問が前後しますけれども、実際の指導員につきましては、当時は2.4人に大体1人というぐらいの割合で指導員がついてございましたけれども、安全性をなお確保する観点から、児童2人について1人の指導員という形の配置をさせていただいているところでございます。

また、実際のお子様方の健康状態でありますとか、既往症と申しますか、実際にお持ちの、いろいろお薬を飲まれているとか、そういった内容につきましては、この保護者説明会の中で、そういった内容について、個人情報でございますので、了解を得ていただきまして、そういったところの配慮も現地のほうでさせていただくということで考えているところでございます。

山田委員

保護者説明会と、実施する期間がちょっと長いので、そこはちょっと心配しています。6月30日で、出発が7月21日ですよね。だから、直前の健康状態のチェックというのが、ちょっと難しいかなと思うので、何かそういうことがあれば、何らかの形でご協力できないことはないかなと思っています。看護師さんに指示できるということはできるかなという。とにかくそこは大切かなと。

あと、初めて出会う子どもたちですから、いわゆる、多分2人ずつのペアでやるのでしようけれども、その辺の確認ですよね。海ですから、安全性の意味からすれば常に2人でペアリングして行ってやることになるので、そういった確認なんかは十分慣れた方がやるのだらうと思うのですけれども、そこは注意していただければと思います。

最後に希望ですけれども、せっかく海に行くので、海の生態の勉強は少ししていただければありがたいかと。

以上です。

副参事（学校・地域連携担当）

今、先生おっしゃったように、途中1か月ぐらい間があきますので、その間の健康状況につきましては出発前等を含めまして、保護者の説明会の中でも何かあれば常にご報告いただきたいということでお話をさせていただきたいと思っております。

また、この中であります、スノーケリング等、ライフジャケットとか着て、非常に安全にはやるのですけれども、そういった中できれいな海でございますので、海でのさまざまなそういった生態系、お魚等を含めましてそういった学習も、夜の部分でもぜひしていきたいと思っております。

大島委員

素朴な疑問なのですけれども、昨年までは、もちろん今回とは全然違う学校ごとのあれですけれども、岩井で臨海学園というのでやるというのが伝統みたいなふうになっていたわけですけれども、今回は岩井でやるということは何か検討したのかどうかという点も含めて、この場所にした選定経過みたいなことを、ごく簡単に教えていただければと思うのです。

副参事（学校・地域連携担当）

今回、この事業を立ち上げるに当たりまして、事業者選定方式——プロポーザル方式ということで、実施海岸の提案から含めた形でのご提案をいただいて、選定してきたという経過がございます。岩井の海岸等につきましてのご提案がなかったということがございま

す。お宿も含めた形で、非常にその実施内容等をお伺いいたしまして、そういった形でこの海岸、実施内容等を含めて、プロポーザル方式の中で選定をしてきたということで、こちらのほうの海岸になったということでございます。

山田委員

参加者の中に、区立小学校以外のお子様たちの参加もございませうか。

副参事（学校・地域連携担当）

呼びかけをしたところでございますけれども、私立、もしくは当然在住ということであればということで、ホームページ等でも募集させていただきましたけれども、この84名はすべて区立の小学生ということでございます。

山田委員

以前に教育委員会では常葉少年自然の家で、子どもたちは1週間一緒に寝起きをともにして、非常に和気あいあいとできていましたが、いろいろな方たちがそこで出会うということが大切だと思いますので、ちょっと今回は2泊3日と短いですが、ぜひいろいろな子どもたちに参加していただければありがたいなと思っています。

飛鳥馬委員

聞き逃したのかもしれないのですが、宿舎の憩海荘は貸し切りでほかのお客さんは入らない、この期間はということよろしいのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

この期間につきましては貸し切りということでございます。

高木委員長

区立の小学校の5、6年生は足すと多分3,000弱ぐらい——1学年1,400何がしかなので。仮に3,000として、当初の募集定員は150人で大体5%ぐらいという。5%にどれぐらいのあれがあるのか、新規事業でわからないですが、想定したところだと思うのです。ただ、私の子どもは今小学校4年生なのですが、自分の子どもや周りの子どもを見ても、夏休み忙しいですね。サッカーの合宿はある。塾にも行く。うちも家族旅行に行きたいと言ったのですが、サッカーの合宿優先と言われて、期間を短くしてやっとなおさお盆の一番高くて込んでいるところしか休みがとれなかったので行くのですが。今までの岩井は岩井で、それをやっていたときにはそういういろいろな経緯があって伝統があってやっていて、でも我々としてはそういう形をやられて意思決定をしたわけで、そのほかに区内の小学生——5、6年生にこういった体験授業をやっていくわけです。ことし、やはり1年目なので、

しっかり検証して、例えばなるべく多くの人に参加して、2泊3日で回していけばいいのかとか。あるいは、もうちょっと例えば想定人数を少なくして、4泊5日ぐらいでしっかりやらせるのかとか。我々もできれば見に行つて、ちょっと検証をじっくりしていきたいなと思つております。

副参事（学校・地域連携担当）

初めての事業ということもございますので、反省会という形でもいろいろなご意見、ご要望等もまた聞いてまいりたいと思つてございます。

そういった内容も踏まえまして、今委員長おっしゃったように、来年度以降の実施方法についてはさらに検討してまいりたいと思つてございます。

高木委員長

それでは次に、「通学路における緊急合同点検の実施について」、こちらも学校・地域連携担当副参事、報告をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

それでは続きまして、通学路におけます緊急合同点検の実施につきまして、ご報告をさせていただきます。

これにつきましては、昨今、通学路におけます非常に痛ましい事故が連続して起きているというようなことも踏まえまして、5月30日付でございますけれども、文部科学省のほうから通学路の交通安全の確保の徹底についてという形で、別紙がついてございますが、そういった形でのご依頼がございました。

それぞれ、国土交通省また警察庁等からもそれぞれの下部組織に対しても同じような形での点検の実施についての通知があったというところでございます。

これに基づきまして、各小学校、PTAまた警察署、道路管理者と教育委員会と連携いたしまして、通学路の合同点検の実施につきまして、行っていきたいと考えているところでございます。

点検対象といたしましては、小学校の通学路もしくはそれに付随する部分ということで考えてございます。

点検の実施期間は既に入つてございますけれども、6月の下旬から8月の月上旬に点検を実施したいと考えてございます。

点検の実施者は今述べたそれぞれの学校、PTA、教育委員会、警察署、道路管理者が合同で点検を実施するという形になってございます。

実施の手順でございます。6月下旬、既に入っておりますけれども、ここから7月上旬までに、まず学校単位で学校とPTAのほうで危険箇所の抽出というのを行っていただきたいという形で、既にご依頼を行ってもう実施に入っているところでございます。また、7月下旬から8月上旬につきましては、合同点検ということで、危険箇所を抽出した部分について、学校、PTA、教育委員会、警察署、道路管理者が一体となりまして、実際に現場を見させていただいて、それについての点検をさらに実施するというところで進めていきたいというふうに考えてございます。

また、この点検内容を受けまして、8月下旬につきましては対策メニューを同じような形で、同じメンバーで検討していくというようなことで考えているところでございます。

最終的には対策案をつくって、また警察署、道路管理者等への実際の改善の要望をまとめていくというふうな形で考えているところでございます。

その他のところでは、先ほど説明しましたが、区立小学校とPTA連合会のほう、並びに警察署、都道の管理者であります第三建設事務所——区道も含めてでございますが、協力依頼については実施済みということでございます。

別紙のほうは文部科学省のほうから来た通知でございますので、後ほどお読み取りいただければというふうに思っております。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今度調査をして、何かそこからわかってくる内容が出てくると思うのですが、今までの経験からというのでしょうか。各学校、特に小学校等は安全マップづくりをどの学校もやっているだろうと思うのです。通学路を決めたり、集団登下校をすとかという、そういうことをやっていると思うのですが、それとはまた別のことになるのだろうと思うのですが、今まででそういう何かこう、やりとりの中で安全を確保したとか、そういう事例があるのかどうか。学校で安全マップをやってもらうの、なるべく事故起らないところだけをやって、そういう内容は区まで上がってこないで、学校でとまっているのかどうか。学校から区に相談があって、「ここが危ないのですがけれども、警察と何とかしてください」とか、そういうのはないのでしょうかということなのです。

指導室長

まず、地域安全マップづくりというのはここ10年弱ぐらい各学校で取り組んでいます。安全マップの場合、基本的に犯罪に遭わないためにチェックをするというコンセプトでやっています。私が校長を務めていた学校でもそういうことはやっていたのですが、当然交通安全の視点も出てくるのです。そういうものは安全マップ上には入れます。そこで出てきた課題だとか要望とかを区に相談するシステムという形にはなっていないくて、子どもたちがそういう安全なことを認識することができる、そういう力を育てるために手法として安全マップというのをやっているの、通学路の安全と直結した活動ではないというふうに理解をしています。

副参事（学校・地域連携担当）

飛鳥馬委員のお尋ねの部分で一部分になろうかと思えますけれども、学校とお話、PTAさんともお話しさせていただいた中で、PTAさんも例えば去年も一応その点検をされているとか、学校のほうも経年的に多分、いろいろな交通の危険箇所については点検をしてきているということがありますので、既にある程度当然把握されているということを含めた上で、そういったところを要は抽出という形で当初は考えていけばいいですかというようなお尋ねもいただいておりますので、そういったところも含めてなお、さらに検討すべき点があれば実際現場を見ていただいたりとか、写真に撮っていただいたりとか、そういったことで、そういう部分も重ねた形で今回の点検、まずは抽出という形のことを行っていただきたいというふうにお話ししているところでございます。

山田委員

今回は通学路の交通安全の確保ですから、都会で交通安全の確保といってもなかなか難しいのですけれども、危険箇所をPTAなんかの協力を得て洗い出すということは大切だと思うのですが、一方では、今回起きた事故は集団登校というところで起きてしまっている。でも、子どもたちの大きな安全の意味からは集団登校も必要不可欠な場合がある。これは非常に難しいですね。集団で登校して、お母様もついていたのにお母様がということですから、この辺ですね。なかなか、交通安全だけの視点で行くのと、広く安全というのと、少し裏腹に出てくるということがあるので、なかなか難しい実施ということになるかと思うので、その辺はどうしたらいいのでしょうか。難しい問題ですね。

集団登校を今やっている学校というのはどのぐらいあるか、先に教えていただければ。

指導室長

今回の事故が起きて集団登校を調べましたが、区内で小学校2校が集団登校を実施して

いるというふうに把握をしております。

それから、安全をどう指導するか、本当に難しいお話でありまして、今年度になってから都内で3件小学生の死亡事故があるのです。大体、一時停止をしなかった、自転車にしても。そういうことが大きな原因。中には横断歩道を渡っていて車にひかれたというような例もあるのです。ですので、学校では青だからといって安心しない。青でも右と左を見るとか、そういうところを各学校では指導してもらうようにお話をしているところです。

山田委員

難しいですけれども、国民全体で交通ルールというか、モラルというか、危険を予知してやるという行動をとる。それを子どもたちによく見てもらって、学んでもらうということまで行かなくてはならないですけれども。今回は特に交通安全の視点から、今の学校の通学路の点検ということだと思いますので。大変でしょうけれども、一応資料を集めていただいて、また協議できればと思います。

飛鳥馬委員

新聞、テレビ等を見ていると、車にとって走りづらい道路だからというので広くしたり、真っすぐしたり、見通しよくするとスピードが出るからだめなのだと。かえって事故のもとになるのだという、そういう視点の人がいるのです。だから、かえって見通しが悪かったりするほうがいいのだと。スピードが出ないようによく言われているでこぼこをつくる、道路。あれもありますけれども。だから、非常に今、山田委員が言われた、自分が気をつけるということもあるのですけれども、どこをどういうふうにすれば安全なのかというのが非常に難しい課題なのだろうと思うのです。往々にして、真っすぐ見通しがよくという道路になりがちなわけですがけれども、それが果たしていいのかどうか、私にもちょっとわからないところがありますけれども。車優先なのかもしれないし。そうは言っても、信号をつけられるところはつけてほしいし、一通にするところは一通にしてほしいしというのはありますよね。一つやるのでも警察でやるのは大変ですけれどもね、信号一つつけるのにもえらいことですけれども。一通にするなんて言ったらよっぽど大変ですよね。そうは言っても、子どもの安全を点検して、安全を高めるという必要はあるのだろうと思いますけれども。

教育長

これをやったから即安全が確保できるということはありませんとは思いますが、今回国も異例の措置といえますか、ここにもありますように、警察庁から各所管の警察署

にあてて指示があったり、それから東京都を通じて道路管理者のほうに国土交通省から連絡があったりということで、意味は、小学校とPTAとそれから警察と道路管理者、全部合同で取り組むということは今まではなかったことですので、それで予算の措置とか、法的な規制とかがあって、保護者が望むパーフェクトな安全策が得られるかどうかというのはまたあれですけども、同じ視点でみんなが子どもたちの安全を考えるというのは、一つそういう意味ではいい機会だなというふうには思っています。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆様には7月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。7月の教育委員会の開会予定は議事日程表の裏面に記載のとおりとなっております。後ほどお読みいただければと思います。

これをもちまして教育委員会第21回定例会を閉じます。

午前10時59分閉会